

新型コロナウイルスワクチン個別接種のための支援策について



県内に所在する医療機関が次の支給要件欄に該当する場合に、その支給額欄に記載する額を支給します。
※令和5年4月接種分以降（【第12期】以降）の支援策について、厚生労働省から変更案が示されました。
支給要件が見直され、県ではなく、医療機関の所在する市町が個別接種促進事業を実施する予定です。

医療機関		支給要件	支給額	支給対象期間	相談・申請先
診療所	①	<p><u>週100回以上</u>の個別接種を支給対象期間内に<u>4週間以上</u>行った場合</p> <p>※【第9期】以降は「時間外、夜間または休日に接種体制を用意していること」</p>	<p>週100回以上の接種をした週における接種回数に対して</p> <p><u>回数当たり2,000円</u></p>	<p>【第12期】以降も継続</p>	<p>【第11期】までは栃木県</p> <p>【第12期】以降は各市町</p>

・診療所における「週150回以上で4週以上」、「1日50回以上で10万円」の支給要件の廃止について

65歳以上の高齢者や、基礎疾患を有する方以外については、令和5年5月7日をもって公的関与（接種の努力義務等）が外れることから、短期間で集中的に接種を促進するような状況は見込まれないため、個別接種促進事業は廃止が適切と考えております。しかし、通常の定期接種は個別接種が基本となっており、コロナワクチン接種の安定的な制度の下での接種を見据えると、個別接種を中心とする体制への移行を進めることが適当との考えから、個別医療機関での接種への移行を促すために、「週100回以上で4週以上」の促進策を継続することとしたとの見解が、厚生労働省から示されております。

・病院における支給要件の廃止について

病院における接種体制の強化につきましては、短期間で集中的に多くの接種を実施する場合を想定して措置しておりましたが、令和5年度の接種方針から終了させていただく判断としたとの見解が、厚生労働省から示されております。